

監査公表第 801 号

財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 1 月 9 日

京都市監査委員

1 令和4年度財政援助団体等監査（事務）（令和5年3月30日監査公表第797号）

（文化市民局－1）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）
2 公立大学法人京都市立芸術大学 (3) 出資団体監査 a 団体関係 (a) 毒物及び劇物の管理 劇物の管理について、施錠式の屋内貯蔵所に保管されていたものの、法令等に基づく適切な管理ができていなかった。 法令等に基づき適切に管理するよう、（公大）京都市立芸術大学に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置
毒物及び劇物の管理について、文化市民局から公立大学法人京都市立芸術大学に対して、法令等に基づき適切な管理をするよう、指示した。 同法人では、監査事務局の实地調査後直ちに、大学敷地内に毒物及び劇物取締法等の関係法令の適用を受ける毒物及び劇物がほかにないかを各専攻に確認し、現在の状況を把握した。また、関係法令に基づき、適切に管理するため、「毒物・劇物の保管及び管理の手引き」を作成した（令和5年1月13日付けで決定）。その後、各専攻に対し、関係法令を遵守し、当該手引きに基づき、管理するよう指示するとともに、手引に基づき適切に管理していることを令和5年3月31日までに確認した。こうした対応について、文化市民局に対し令和5年8月3日に説明を行うとともに、現地において、関係書類と毒物及び劇物の保管状況を目視し、適切な管理が行われていることを確認した。さらに、大学移転後、令和5年10月31日までに、新校舎においても引き続き適切に管理ができていることを同様に確認した。 また、文化市民局として、局内の計理担当者を通じて各所属長に対し、指摘を受けた問題点等を共有し、今後同様の問題が発生することがないように、各所属及び所管団体等において点検するよう依頼した（令和5年1月30日付け）。各所属長から各所属職員に対し、今後同一の指摘を受けることのないよう周知し、適正な事務の徹底を図った。

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）

6 社会福祉法人上里福祉会

(3) 公の施設の指定管理者監査

a 団体関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定管理者指定手続条例」という。）等によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書については、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載し、毎年度終了後 60 日以内に提出しなければならないとされているが、以下のような事例があった。

- ・ 事業報告書について、収入額を誤って記載していた。
- ・ 事業報告書を期限内に提出していなかった。

事業報告書については、指定管理者指定手続条例等に基づき適正に報告するよう、上里福祉会に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

指定管理業務に係る事業報告書について、所管課から社会福祉法人上里福祉会に対し、適切な事業報告書の作成及び提出期限の遵守を令和 4 年 12 月 15 日に文書にて指導した。

同法人では、事業報告書に係る事務手続について、組織内で情報共有を図り、提出に遅延がないような仕組みを構築されるとともに、複数の担当職員間で内容の精査を行い、最終的に団体内において組織的な決定を取ったうえで提出することを徹底するなど、再発防止について、周知徹底されたことを確認した。

これを受けて、令和 4 年度の事業報告書については、同法人から期限内（令和 5 年 5 月 25 日）に提出され、内容が適正に作成されていることを所管課で確認した。

また、子ども若者はぐくみ局として、局監察主幹から全所属長に対し、令和 5 年 2 月 28 日に「令和 4 年度財政援助団体等監査（事務）結果等に基づく適正な事務処理の徹底について（通知）」により、局内で指摘を受けた問題点の共有を図り、適正な事務処理の

徹底について通知を行うとともに、所管課においては、改めて所属内で当該内容を確認し、適切に事務を行うよう注意喚起を行った。加えて、令和5年4月26日実施の所属実務担当者を対象とした計理事務に関する局内研修会の際に、局の庶務担当課から所属実務担当者に対し、同通知内容の再周知を実施した。

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）

6 社会福祉法人上里福祉会

(3) 公の施設の指定管理者監査

b 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理者指定手続条例等によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書については、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載し、毎年度終了後 60 日以内に提出しなければならないとされているが、以下のような事例があった。

- ・ 収入額を誤って記載していた事業報告書について、十分に精査することなく受領していた。
- ・ 事業報告書を期限内に受領していなかった。

事業報告書については、指定管理者指定手続条例等に基づき期限までに受領したうえで、適正な履行確認を行うよう改められたい。

講 じ た 措 置

指定管理業務に係る事業報告書について、同様の事案が生じないよう、利用料金収入額の報告様式を改定（算出根拠を確認できる明細書を追加）し、令和 5 年 2 月 21 日付けで報告を依頼した。この依頼に基づき提出された内容を複数の職員で精査するとともに、スケジュール管理表を職員間で共有し、組織的に事務処理の進捗管理を行うこととした。

なお、利用料金収入額の誤りについては、正しい利用料金収入額が確定後、令和 4 年度の最終変更協定において、委託料を減額する方法で対応した。

また、提出期限については、事業終了後 50 日以内に提出が確認できない場合には催促を行う等、進捗管理を徹底した（令和 5 年 5 月 22 日付けで催促メールを発出）。

加えて子ども若者はぐくみ局として、局監察主幹から全所属長に対し、令和 5 年 2 月 28 日に「令和 4 年度財政援助団体等監査（事務）結果等に基づく適正な事務処理の徹底について（通知）」により局内で指摘を受けた問題点の共有を図り、適正な事務処理の徹

底について通知を行うとともに、所管課においては、改めて所属内で当該内容を確認し、適切に事務を行うよう注意喚起を行った。加えて、令和5年4月26日実施の所属実務担当者を対象とした計理事務に関する局内研修会の際に、局の庶務担当課から所属実務担当者に対し、同通知内容の再周知を実施した。

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）

7 京都市住宅供給公社

(3) 出資団体監査

a 団体関係

(a) 財務諸表の作成

財務諸表の作成において、以下のような事例があった。

- ・ 貸借対照表について、重複する内部取引の消去が適正に反映できていなかった。
- ・ 財産目録について、貸借対照表と異なる数値を誤って記載していた。

財務諸表の作成を適正に行うよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

京都市住宅供給公社の財務諸表の作成において、貸借対照表については、内部取引の消去欄において記載漏れがあった。また、財産目録については、集約する際に転記ミスがあった。

住宅供給公社では、従来、一般会計及び市営住宅管理会計を所掌する総務課の経理担当者が集約し、チェックを行っていたが、令和４年度決算からは、総務課で集約作業後、一般会計、市営住宅管理会計及び洛西事業会計の３会計の複数の経理担当で数字の整合性のチェックを行うよう改善した。

さらに、複数所属及び複数担当者での点検確認による再発防止策については、令和５年２月２１日に総務課及び洛西事業部の課長補佐から各経理担当者へ決算事務作業での再発防止策を周知し、実施の徹底を図った。

なお、令和４年度の決算については、指摘事項を踏まえ、当該箇所の作成が適正に行われていることを確認済みである。

また、都市計画局では、令和５年１月２０日に、各部室に対して再発防止策を周知し、今後、同様の問題が発生することのないよう、各所属において点検を依頼するとともに、

各所属職員にも、引継ぎ等の際に遺漏のないよう実施の徹底を図った。

2 令和2年度財政援助団体等監査（事務）（令和3年3月31日監査公表第778号）

（建設局－1）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）	
8 京都シティ開発株式会社	
(3) 公の施設の指定管理者監査	
a 所管課関係	
(a) 利用料金の徴収根拠	
健康・文化館の利用に伴う料金について、京都市ラクト健康・文化館条例（以下「健康・文化館条例」という。）に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て利用料金を定める必要があるが、承認を行った利用料金の中に、フィットネススタジオの貸出等、健康・文化館条例等に定めがなく徴収する根拠が不明確なものがあった。 地方自治法等に従い、徴収根拠を明確にするよう改められたい。	

講 じ た 措 置
健康・文化館の利用に伴う料金については、コミュニティルームの利用料金のうち、机・椅子等セッティング料及び卓球備品レンタル料（卓球台、ラケット）は、その性質からすると本来自主事業に分類すべきであったため、令和3年4月から自主事業として取り扱う措置を講じた。 コミュニティルーム以外のフィットネススタジオの貸出等の利用料金については、令和3年4月からコミュニティルーム以外を、令和5年4月から全館を休館し、今後の施設のあり方と合わせて検討を重ねた結果、民設民営の施設として継続していくことが望ましいと判断したことから、令和5年11月市会において当該条例の廃止の議決を得て、公の施設としては廃止した。

（監査事務局）